

(健Ⅱ15)
平成30年4月6日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行等について

今般、予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令に規定する医療手当等の給付の額について、物価変動等に合わせ改正し、平成30年3月30日公布、4月1日から施行する旨、厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛別添の通知がなされました。

また、「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則」についても、医療手当等の額について同様の改正がなされ、同省より都道府県衛生主管部（局）長宛通知がなされましたので併せてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 106 号）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 107 号）については、平成 30 年 3 月 30 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、貴管内市区町村に対する周知方お願いする。

記

1 予防接種法施行令(昭和 23 年政令第 197 号)第 11 条から第 13 条まで、第 17 条、第 21 条、第 24 条及び第 26 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

(1) A類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項に規定する臨時の予防接種（以下「第三項臨時予防接種」という。）を除く。）

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	36,300 円	36,400 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	34,300 円	34,400 円
イ 障害児養育年金		
1 級	1,549,200 円	1,557,600 円
2 級	1,239,600 円	1,246,800 円

ウ	障害年金		
	1級	4,954,800円	4,981,200円
	2級	3,966,000円	3,985,200円
	3級	2,974,800円	2,989,200円
エ	障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
	1級	841,000円	842,300円
	2級	560,600円	561,500円
オ	死亡一時金	43,400,000円	43,600,000円

(2) B類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア	医療手当	
	月8日以上入院又は月3日以上通院 及び同月の入通院	
	36,300円	36,400円
	月8日未満入院又は月3日未満通院	
	34,300円	34,400円
イ	障害年金	
	1級	2,752,800円
	2級	2,203,200円
ウ	遺族年金	2,408,400円
エ	遺族一時金	7,225,200円

(3) 第三項臨時予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア	医療手当	
	月8日以上入院又は月3日以上通院 及び同月の入通院	
	36,300円	36,400円
	月8日未満入院又は月3日未満通院	
	34,300円	34,400円
イ	障害児養育年金	
	1級	1,204,800円
	2級	964,800円
ウ	障害年金	
	1級	3,854,400円
	2級	3,084,000円
	3級	2,313,600円

エ 死亡一時金

生計維持者である場合	33,700,000 円	33,900,000 円
生計維持者でない場合	25,300,000 円	25,400,000 円

- 2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成 21 年政令第 277 号）第 3 条から第 5 条まで、第 8 条及び第 10 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月 8 日以上の入院又は月 3 日以上の通院 及び同一月の入通院	36,300 円	36,400 円
月 8 日未満の入院又は月 3 日未満の通院	34,300 円	34,400 円
イ 障害児養育年金		
1 級	1,204,800 円	1,210,800 円
2 級	964,800 円	969,600 円
ウ 障害年金		
1 級	3,854,400 円	3,873,600 円
2 級	3,084,000 円	3,099,600 円
エ 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1 級	841,000 円	842,300 円
2 級	560,600 円	561,500 円
オ 遺族年金		
生計維持者である場合	3,370,000 円	3,390,000 円
生計維持者でない場合	2,530,000 円	2,540,000 円
カ 遺族一時金		
生計維持者である場合	33,700,000 円	33,900,000 円
生計維持者でない場合	25,300,000 円	25,400,000 円

- 3 本改正による給付の額の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行されるものであること。

- 4 平成 30 年 3 月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月 31 日以前の死亡に係る死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例によること。

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百六号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。
 第十一条第一項第一号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第二号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同項第四号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同条第二項中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十万四千八百円」を「百二十一万八千八百円」に改め、同号ロ中「九十六万四千八百円」を「九十六万九千六百円」に改め、同項第二号イ中「百五十四万九千二百円」を「百五十五万七千六百円」に改め、同号ロ中「百二十三万九千六百円」を「百二十四万六千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六百円」を「五十六万五千五百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百八十五万四千四百円」を「三百八十七万三千六百円」に改め、同号ロ中「三百八万四千円」を「三百九万九千六百円」に改め、同号ハ中「二百三十一万三千六百円」を「二百三十二万五千六百円」に改め、同項第二号イ中「四百九十五万四千八百円」を「四百九十八万二千二百円」に改め、同号ロ中「三百九十六万六千円」を「三百九十八万五千二百円」に改め、同号ハ中「二百九十七万四千八百円」を「二百九十八万九千二百円」に改め、同条第四項中「八十四万千円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六百円」を「五十六万五千五百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百七十万円」を「三千三百九十万円」に改め、同号ロ中「二千五百三十万円」を「二千五百四十万円」に改め、同項第二号中「四千三百四十万円」を「四千三百六十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十五万二千八百円」を「二百七十六万七千二百円」に改め、同項第二号中「二百二十万三千二百円」を「二百二十一万四千円」に改める。

第二十四条第五項中「二百四十万八千四百円」を「二百四十二万四千円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百二十二万五千二百円」を「七百二十六万二千二百円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

3 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千三百四十万円」を「四千三百六十万円」に改める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 安倍 晋三

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七号

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第二号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同項第三号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第四号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同条第二項中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百二十万四千八百円」を「百二十一万八千八百円」に改め、同項第二号中「九十六万四千八百円」を「九十六万九千六百円」に改め、同条第四項中「八十四万円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六千五百円」を「五十六万五千五百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百八十五万四千四百円」を「三百八十七万三千六百円」に改め、同項第二号中「三百八万四千円」を「三百九万九千六百円」に改め、同条第四項中「八十四万円」を「八十四万二千三百円」に、「五十六万六千五百円」を「五十六万五千五百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百三十七万円」を「三百三十九万円」に改め、同項第二号中「二百五十三万円」を「二百五十四万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年三月以前の月分の新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む）並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

健 健 発 0330 第 2 号
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則の一部改正について（施行通知）

標記について、「ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業の実施について」（平成 16 年 3 月 30 日付け健感発第 0330004 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則」（以下「実施細則」という。）を下記のとおり改正するので、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）に対し周知方よろしくお願いしたい。

記

- 1 実施細則第 3 の 2 で定める医療手当の額について、（1）の一、三及び（2）に規定する額を 3 6, 3 0 0 円から 3 6, 4 0 0 円に、（1）の二及び四に規定する額を 3 4, 3 0 0 円から 3 4, 4 0 0 円に、それぞれ引き上げること。
- 2 実施細則第 4 のアの 2 で定める障害児の養育に対する特別手当の額について、（1）の一に規定する額を 8 6 0, 4 0 0 円から 8 6 5, 2 0 0 円に、（1）の二に規定する額を 6 8 8, 8 0 0 円から 6 9 2, 4 0 0 円に、それぞれ引き上げること。
- 3 実施細則第 4 のイの 2 で定める 1 8 歳以上の障害者に対する特別手当の額について、（1）の一に規定する額を 2, 7 5 2, 8 0 0 円から 2, 7 6 7, 2 0 0 円に、（1）の二に規定する額を 2, 2 0 3, 2 0 0 円から 2, 2 1 4, 0 0 0 円に、それぞれ引き上げること。
- 4 実施細則第 5 のイの 2 で定める死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金の額について、（1）に規定する額を 7, 2 2 5, 2 0 0 円から 7, 2 6 1, 2 0 0 円に引き上げること。
- 5 本改正は平成 30 年 4 月以降の月分から適用されるものであること。

ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱

第1 目 的

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく急性灰白髄炎（以下「ポリオ」という。）の定期予防接種によって経口生ポリオワクチン（以下「ポリオ生ワクチン」という。）の接種を受けた家族等に接触すること等により、極めて希ながらも、ポリオウイルスに2次感染した者に対して、当面の間、法に基づく予防接種に生ワクチンを使用せざるを得ない現状を踏まえ、法の健康被害救済制度の趣旨にかんがみ、医学的見地から調査を行い、救済事業を実施することを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

第3 対象者

この事業の対象者は、次に掲げる事項を全て満たし、法第5条の規定により行われた定期予防接種のうち、ポリオ生ワクチンの予防接種を受けた者からワクチン株のポリオウイルスに2次感染（ただし、野生株のポリオによる発症者が最後に報告された年である昭和55年以降に感染したものに限る。以下「2次感染」という。）した者であって、当該2次感染により、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡したとして、第4の3に定めるポリオ生ワクチン2次感染者対策検討会の意見を聴いて厚生労働大臣が認定した者とする。

- 一 発症前おおむね半年以内に同居の家族、又は、濃厚に接触したと認められる親族その他の者がポリオ生ワクチンによる定期の予防接種を受けていること。
- 二 発症前35日以内にポリオ生ワクチンの予防接種を受けていないこと。
- 三 発症前35日以内に野生株によるポリオ患者が発生している地域への渡航歴がないこと。

第4 実施方法

- 1 この事業は、2次感染したことにより、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、その原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の申請をすることにより行うものとする。
- 2 前項の申請を受けた市町村の長は、申請に係る2次感染した者が、2次感染により疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡したとされる場合において、その疾病、障害又は死亡が当該2次感染によるものであるかを調査するために、予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設け、当該事例について医学的な見地からの調査を行うものとする。
- 3 前項の調査を行った市町村は、申請書類並びに委員会により収集された資料及び調査報告をもとに厚生労働省へ判定の申出を行い、申出を受けた厚生労働省は、医学の専門家等により構成されるポリオ生ワクチン2次感染者対策検討会（以下「検討会」という。）を設置し、当該検討会の意見を聴いた厚生労働

大臣が認定したときは、第5の規定に定めるところにより給付を行うものとする。

第5 給付

1 給付区分、対象

当事業により対象者に対して行う給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行うものとする。

一 医療費及び医療手当

2次感染による疾病について医療を受ける者

二 特別手当

2次感染により障害の状態にある18歳未満の者を養育する者、又は障害の状態にある18歳以上の者

三 死亡一時金

2次感染により死亡した者の遺族

四 葬祭料

2次感染により死亡した者の葬祭を行う者

2 給付についての考え方

2次感染者に対する給付については、ポリオの定期予防接種を受ける者の保護者がポリオワクチンを接種したにもかかわらず、抗体保有率が低い年齢層である場合、保護者に対しても接種を受けることを推奨していること等にかんがみ、法に基づかない任意による予防接種によって健康被害を生じた者に対する取扱いとの公平性を維持する観点から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）における救済給付による給付額と同程度の額を支給するものとする。

3 給付の実施方法

当該給付は、法の健康被害に対する救済措置の例にならい、給付に要する費用は市町村が支弁するものとし、都道府県はその費用について厚生労働大臣が定める基準により算定した額の4分の3を負担し、国は都道府県の負担する額の3分の2を負担するものとする。

第6 事業年度

本事業の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第7 秘密保持

この事業に従事する者は、対象者となるために申請し、又は既に対象者となっている者の氏名等これらの者の秘密に属することが外部に漏れないよう厳に注意を払わなければならないものとする。

第8 実施細則への委任

各項に規定するもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則で定める。

附 則

この実施要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日から適用する。

ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則

第1 総 則

1 通則

ポリオ生ワクチン2次感染対策事業の実施については、ポリオ生ワクチン2次感染対策実施要綱（以下「実施要綱」という。）の定めるところによるほか、この細則の定めるところによる。

2 予防接種健康被害調査委員会

- (1) 実施要綱第4の2に規定する予防接種健康被害調査委員会（以下「調査委員会」という。）の任務については、市町村長からの指示によりワクチン株のポリオウイルスに2次感染（以下「2次感染」という。）したことによる健康被害の発生に際し、医学的見地からの調査を行うものとする。具体的には、実施要綱第3に掲げる対象者の認定に関する審査、疾病の状況及び診察内容に関する資料収集、第2から第6に定める各給付の支給の認定に関する審査及び必要と考えられる場合の特殊な検査又は剖検の実施についての助言等を行うものとする。
- (2) このほか、調査委員会の運営に関して必要な事項は、予防接種法（以下「法」という。）による健康被害の救済措置の例による。

第2 医療費

1 支給要件

2次感染による疾病が病院又は診療所への入院治療を要する程度である場合に行われる当該疾病の治療に必要な程度の医療に対して給付を行うものとする。この場合において、疾病が入院治療を要する程度である場合とは、必ずしも入院治療が行われる場合に限定されるものではなく、これと同程度の疾病の状態にあると認められる場合であれば、諸事情からやむを得ず自宅療養を行っている場合等を含むこととする。

2 支給額

医療費の額は、次に掲げる医療に要した費用の額を限度とする。ただし、2次感染による疾病について予防接種法施行令第10条第1項ただし書に定める法令の規定により医療に関する給付を受け、又は受けることができた場合には、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額とする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

3 支給手続

- (1) 医療費を受けようとする者は、別紙1に定める医療費・医療手当申請書に次の書類を添えて、2次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。
 - 一 2次感染の原因となった予防接種の被接種者の氏名及びその接種を受

- けた年月日を証する書類
- 二 医療費の支給を受けようとする者の氏名、一の被接種者との接触歴(同居・別居の別等)及び続柄を証する書類
- 三 二において接触歴を別居とした場合、親族等に濃厚に接触したことを証する書類
- 四 疾病の発病年月日及びその症状を証する医師の作成した書面又は診療録の写し
- 五 医療機関又は薬局(以下「医療機関」という。)で作成された別紙2-1に定める受診証明書。ただし、厚生労働省が設けるポリオ生ワクチン2次感染者対策検討会(以下「対策検討会」という。)への判定申出には別紙2-2に定める受診証明書
- (2) 市町村長は、申請に係る疾病とポリオ生ワクチンとの因果関係について対策検討会の認定を受けるため、申請書と申請書の添付書類の写し並びに調査委員会の調査報告を添え、都道府県知事を経由して厚生労働省へ判定申出を行うものとする。
- (3) 厚生労働省は、対策検討会の意見の判定により申出に係る疾病のうち2次感染と因果関係にあると認められる疾病があるときは、当該疾病名を、2次感染と因果関係にあると認められる疾病がないときは、その旨を、都道府県知事を経由して市町村長に通知するものとする。
- (4) 通知を受けた市町村長は、支給を決定したときは、申請者にその旨を書面で通知するとともに、対策検討会によって認定された疾病名を記入した別紙8-1に定めるポリオ2次感染医療費該当証明書を送付する。不支給を決定したときは、申請者にその旨及びその理由を書面で通知するものとする。
- (5) 支給決定認定を受けた疾病について医療が継続して行われているときは、(1)に掲げる添付書類のうち一、二、三及び四は添付する必要がなく、また、(2)及び(3)の手順は必要ではない。

第3 医療手当

1 支給要件

- (1) 医療手当の支給の対象となる医療は、第2の1に定めるものと同様のものとする。
- (2) 同一日に医療機関で2回以上の医療を受けた場合であっても、医療手当の支給要件としての日数は、1日として計算するものであること。

2 支給額

- (1) 医療手当の支給額は、1月につき、次の区分に従い、当該区分に定める額とする。
- 一 その月において第2の2の一から四までに規定する医療を受けた日数が3日以上の場合 36,400円
- 二 その月において一に規定する医療を受けた日数が3日未満の場合 34,400円
- 三 その月において第2の2の五に規定する医療を受けた日数が8日以上の場合 36,400円
- 四 その月において三に規定する医療を受けた日数が8日未満の場合 34,400円
- (2) 同一の月において第2の2の一から四までに規定する医療と第2の2の五に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、

(1)の規定にかかわらず、36,400円とする。

3 支給手続

(1) 医療手当の支給を受けようとする者は、別紙1に定める医療費・医療手当申請書に医療費の申請の場合と同一の書類を添えて、2次感染の原因となった予防接種の被接種者が、当該予防接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村長に提出するものとする。

なお、医療手当と同一月分の医療費が併せて判定申出されている場合は、医療手当についての書類の添付は、省略して差し支えないこととする。

(2) (1)に掲げる外、医療手当の支給手続については、第2の3に定める医療費の支給手続に準ずるものとする。

(3) 同一月に医療費と医療手当の支給申請があるときは、同時に申請を行うよう申請者に対して指導するものとする。

第4 特別手当

ア 障害児の養育に対する特別手当

1 支給要件

障害児の養育に対する特別手当(以下「障害児養育特別手当」という。)は、18歳未満の障害児を養育する者(以下「養育者」という。)に対して支給する。この場合における養育者とは、障害児を監護しているか否か、障害児と同居しているか否か、障害児の生計を維持しているか否か等を考慮して、社会通念上障害児を養育していると認めることができ、その者に支給することが障害児の救済という趣旨に適合すると考えられる者を指すものとする。また、「監護」とは、障害児の生活について通常必要とされる監督、保護を行っているとして社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいうものである。

2 支給額

(1) 障害児養育特別手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表第1に定める1級の障害の状態にある者 865,200円
- 二 別表第1に定める2級の障害の状態にある者 692,400円

(2) 障害児養育特別手当については、2次感染による障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されているときであっても、同項に規定する額から支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の額を控除しないこととする。

3 支給手続

(1) 障害児養育特別手当の支給を受けようとする者は、別紙3に定める障害児養育特別手当申請書に次の書類を添えて、2次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。

- 一 2次感染の原因となった予防接種の被接種者の氏名及びその接種年月日を証する書類
- 二 障害児の氏名、一の被接種者との接触歴(同居・別居の別等)及び続柄を証する書類
- 三 二において接触歴を別居とした場合、親族等に濃厚に接触したことを証する書類
- 四 障害児の障害の状態に関する医師の診断書

障害の状態に関する医師の診断書の様式については、別紙9によるもの

とする。

五 障害児が別表 1 に定める障害の状態に該当するに至った年月日及びワクチン株のポリオウイルスからの 2 次感染により障害の状態になったことを証明することができる医師の作成した書面又は診療録の写し

六 障害児の属する世帯全員の住民票の写し

七 障害児を養育することを明らかにすることができる書類

(2) 厚生労働大臣は、市町村長に対して因果関係の認否、等級及び障害の状態に至った年月日を通知するものとする。

(3) 市町村長が支給決定をしたときは、別紙 8-2 に定めるポリオ 2 次感染者障害児養育特別手当該当証明書に所要の記載を行い申請者宛送付すること。

(4) (1) から (3) に掲げるもののほか、障害児養育特別手当の支給手続については、第 2 の 3 に定める医療費の支給手続に準じるものとする。

4 支給期間等

障害児養育特別手当の支給期間は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までであり、その支払は、1 月、4 月、7 月及び 10 月の 4 期に行うこととする。

5 支給額の変更

(1) 障害の状態に変更があったため、新たに別表 1 に定める他の等級に該当することとなった場合においては、支給額の変更の申請及び障害の状態の変更を、現に手当を支給している市町村の長に届け出ることにより、新たに該当するに至った等級に応ずる額を支給することとする。

(2) 既に障害児養育特別手当の支給を受けており、養育している障害児の障害の程度が増進し、その受けている障害児養育特別手当の額の変更の申請をしようとする者は、別紙 4 に定める特別手当変更申請書に次に掲げる書類を添えて市町村の長に提出するものとする。

一 障害の状態に関する医師の診断書

二 障害児が別表第 1 に定める他の等級に該当するに至った年月日を証明することができる医師の作成した書面又は診療録の写し

(3) (2) のほか、額の変更のための手続については、3 の (2) から (4) までに定める支給手続に準ずるものとする。

イ 18 歳以上の障害者に対する特別手当

1 支給要件

18 歳以上の障害者に対する特別手当（以下「障害者特別手当」という。）は、別表第 2 に定める程度の障害の状態にある 18 歳以上の者に対して支給する。

2 支給額

(1) 障害者特別手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第 2 に定める 1 級の障害の状態にある者 2, 767, 200 円

二 別表第 2 に定める 2 級の障害の状態にある者 2, 214, 000 円

(2) 障害者特別手当については、2 次感染による障害に関し、福祉手当又は国民年金法の規定による障害福祉年金が支給されているときであっても、同項に規定する額から支給される福祉手当又は障害福祉年金の額を控除しないものとする。

3 支給手続

(1) 障害者特別手当の支給を受けようとする者は、別紙 5 に定める障害者特

別手当申請書に次に掲げる書類を添えて、2次感染の原因になったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。

一 2次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者の氏名及びその接種年月日を証する書類

二 障害者の氏名、一の被接種者との接触歴（同居・別居の別等）及び続柄を証する書類

三 二において接触歴を別居とした場合、親族等に濃厚に接触したことを証する書類

四 障害者の障害の状態に関する医師の診断書

障害の状態に関する医師の診断書の様式については、別紙9によるものとする。

五 障害者が別表2に定める障害の状態に該当するに至った年月日及びワクチン株ポリオウイルスからの2次感染により障害の状態になったことを証明することができる医師の作成した書面又は診療録の写し

(2) 厚生労働大臣は、市町村長に対して因果関係の認否、等級及び障害の状態に至った年月日を通知するものとする。

(3) 市町村長が支給決定をしたときは、別紙8-3に定めるポリオ2次感染者障害者特別手当該当証明書に所要の記載を行い、申請者宛て送付するものとする。

(4) (1) から (3) に掲げるもののほか、障害者特別手当の支給手続については、第2の3に定める医療費の支給手続に準じるものとする。

4 支給期間等

障害者特別手当の支給期間は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までであり、その支払は、1月、4月、7月及び10月の4期に行うこととする。

5 額の変更

(1) 障害の状態に変更があったため、新たに別表2に定める他の等級に該当することとなった場合においては、支給額の変更の申請及び障害の状態の変更を、現に手当を支給している市町村の長に届け出ることにより、新たに該当するに至った等級に應ずる額を支給することとする。

(2) 既に障害者特別手当の支給を受けており、その障害の程度が増進し、支給額の変更の申請しようとする者は、別紙4に定める特別手当変更申請書に、次に掲げる書類を添えて市町村の長に提出するものとする。

一 障害の状態に関する医師の診断書

二 障害者が別表第2に定める他の等級に該当するに至った年月日を証明することができる医師の作成した書面又は診療録の写し

(3) (2) のほか、額の変更のための手続については、3の(2)から(4)までに定める支給手続に準ずるものとする。

第5 死亡一時金

ア 死亡した者が生計維持者であった場合の遺族に対する一時金

1 支給要件

(1) 2次感染したことにより死亡した者が、一家の生計維持者であった場合には、その者の遺族に対して、生活の立て直し等を目的として、死亡した者が生計維持者であった場合の遺族に対する一時金（以下「生計維持者死亡一時金」という。）を支給するものとする。

- (2) 前項における遺族とは、死亡した者の配偶者（届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子（死亡の当時、胎児であった者を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のことをいう。
- (3) (1)における生計維持とは、2次感染したことにより死亡した当時、死亡した者によって生計を維持していたものであり、その取扱いについては、次に定めるとおりとする。
- 一 2次感染により死亡した者の経済的役割からみて生計維持に該当するか否か、個々の事例についての判断を必要とする。
 - 二 死亡した者の収入によって日常の消費生活活動の全部又は一部を営んでおり、死亡者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係が常態である者については、死亡した者によって生計を維持しているものと解して差し支えないこととする。
 - 三 生計維持を認めるに当たっての死亡した者の収入については、必ずしも死亡した者本人の資産又は所得である必要はなく、その者が家計を別にする他の者から仕送りを受け、又は公的社会保障給付を受けている場合、更に、本措置の給付を受けている場合についても、それをその者の収入として取り扱って差し支えないこととする。
- (4) 生計維持者死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、(2)において規定する順序による。
- (5) 2次感染により死亡した者の死亡前にその者の死亡によって死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位となるべき者を故意に死亡させた者及び死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位の者を故意に死亡させた者は、死亡一時金を受けることができる遺族としないこととする。

2 支給額

- (1) 生計維持者死亡一時金の額は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号。以下「機構法」という。）における遺族年金の額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。
- (2) 生計維持者死亡一時金を受けることができる同順位の遺族が2人以上ある場合における各人の額は、(1)の額をその人数で除して得た額とする。

3 支給手続

生計維持者死亡一時金の支給を受けようとする者は、別紙6-1に定める死亡一時金申請書に次に掲げる書類を添えて、2次感染の原因になったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。

- 一 2次感染の原因となった予防接種の被接種者の氏名及びその接種年月日を証する書類
- 二 死亡した者の氏名、一の被接種者との接触歴（同居・別居の別等）及び続柄を証する書類
- 三 二において接触歴を別居とした場合、親族等に濃厚に接触したことを証する書類
- 四 死亡した者に係る死亡診断書その他死亡を証する書類
- 五 2次感染により死亡したことを証明することができる医師の作成した書面
- 六 請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本
- 七 請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当

事者（内縁関係にあった夫又は妻）、双方の父母、その他尊属、媒酌人若しくは、民生委員等の証明書又は内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面

八 請求者が死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していたことを証明することができる住民票の写し及び所得税源泉徴収証明書等の収入の状況を示す書類

九 一から八のほか、第2の3に定める医療費の支給手続に準じるもの

4 申請の期限

生計維持者死亡一時金の申請の期限は、2次感染により死亡した者が当該2次感染による疾病又は障害について、医療費、医療手当又は特別手当の支給があった場合には、その死亡の時から2年、それ以外の場合には、その死亡の時から5年とする。

イ 死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金

1 支給要件

(1) 2次感染により死亡した者が一家の生計維持者でなかった場合には、胎児の有無を含めて、生計維持者死亡一時金を受けることができる遺族がないことを確認したうえで、その遺族に対する見舞等を目的として、死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金（以下「非生計維持者死亡一時金」という。）を支給するものとする。

(2) 非生計維持者死亡一時金を受けることができる順位は、アの1の(3)に規定する順序によるものとする。ただし、配偶者以外の者にあつては、2次感染により死亡した者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者に限るものとする。

(3) (2)に定める遺族のうち、配偶者以外の者については生計を同じくしていたとは、死亡した者と、その遺族との間に生活の一体性があつたことをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではないこととする。

(4) 非生計維持者死亡一時金の申請があつた場合は、当該請求者が第5のアの(2)の規定により遺族の範囲から除外されている者でないこと及び胎児の有無も含め当該申請者より先順位の非生計維持者死亡一時金を受けることができる遺族がないことを確認しなくてはならない。

2 支給額

(1) 非生計維持者死亡一時金の額は、7,261,200円とする。

(2) 非生計維持者死亡一時金を受けることができる同順位の遺族が2人以上ある場合における各人の額は、前項の額をその人数で除して得た額とする。

3 支給手続

非生計維持者死亡一時金の支給を受けようとする者は、別紙6-1に定める死亡一時金申請書に次に掲げる書類を添えて、死亡した者の2次感染の原因となつたポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。

一 第5のアの3の一から七に掲げる書類

二 申請者が、死亡した者の配偶者以外の場合は、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票等の書類

三 一及び二のほか、第2の3に定める医療費の支給手続に準じるもの

4 申請の期限

非生計維持者死亡一時金の申請の期限は、2次感染により死亡した者が当

該 2 次感染による疾病又は障害について、医療費、医療手当又は障害年金の支給があった場合には、その死亡の時から 2 年、それ以外の場合には、その死亡の時から 5 年とする。

第 6 葬祭料の支給

1 支給要件

2 次感染により死亡した者の葬祭を行う場合、葬祭を行う者に対して葬祭料を支給するものとする。この場合において、葬祭を行う者とは、現実に葬祭を行う者をいい、葬祭を 2 人以上の者が行うときは、そのうちの主として葬祭を行う者に対し支給するものとする。また、葬祭を行う者は、死亡した者の遺族に限定されるものではなく、死亡した者に遺族がいるにもかかわらず、遺族以外の者から葬祭料が請求された場合には、当該請求者が、葬祭を行う者であることを確認したうえで支給するものとする。

2 支給額

葬祭料の額は、206,000 円とする。

3 支給手続

葬祭料の支給を受けようとする者は、別紙 7 に定める葬祭料申請書に次に掲げる書類を添えて、死亡した者の 2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。

一 第 5 のイの 3 の一に掲げる書類。ただし、同時に死亡一時金の申請がなされている場合には、葬祭料についての資料の添付は省略して差し支えないものとする。

二 請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる埋葬許可証の写し等の書類

三 一及び二のほか、第 2 (3) に定める医療費の支給に準ずるもの

第 7 給付に関するその他の事項

1 診断及び報告

市町村長は、特別手当の支給に関し、特に必要があると認めるときは、給付の対象となる障害児及び障害者（以下「特別手当受給者等」という。）に対して、医師の診断を受けるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができるものとする。特別手当受給者等が、正当な理由がなくこの命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、特別手当の給付を一時差し止めることができるものとする。

2 氏名又は住所の変更等の届出

特別手当の受給者は、氏名又は住所を変更した場合及び特別手当の支給要件に該当しなくなった場合には速やかに、当該特別手当の給付を行う市町村の長にその旨を記載した届書を提出しなければならないものとする。その際、以下の場合には、それぞれ掲げる事項を届書に記載するとともに、所要の書類を添えなければならないものとする。

一 氏名を変更した場合は、変更前及び変更後の氏名並びに戸籍の抄本

二 住所を変更した場合は、変更前及び変更後の住所地並びに変更の年月日並びに住民票の写し

三 特別手当の支給要件に該当しなくなった場合はその年月日及び理由

3 特別手当受給者の死亡の届出

特別手当受給者等が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務

者は、速やかに、その死亡した者の氏名及び死亡した年月日を記載した届書にその死亡の事実を証する書類を添えて、当該特別手当の給付を行っていた市町村長に提出しなければならないものとする。

4 他の救済制度との調整

対象者の疾病、障害又は死亡について、既に法又は機構法により給付を受けている場合においては、当該申請は、本事業による給付の対象とならない。

附 則

この実施細則は、平成16年4月1日から施行し、同日から適用する。

注) 一部改正(平成18年3月31日付健感発第0331004号): 医療手当、特別手当は平成18年4月分以降の月分から適用され、死亡一時金は、平成18年4月1日以降の死亡分から適用される。